

民生委員・児童委員活動費支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、民生委員・児童委員及び主任児童委員（以下、「民生委員」という。）が職務を行うために要する実費弁償として活動費を支給することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(支給額)

第2条 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例第3条の規定により、別表1の左欄に掲げる職の区分に応じ、同表の右欄に定める額を支給する。

(支給対象者)

第3条 活動費の支給対象者は、支給対象月の各月1日現在において、民生委員または会長等の職にあるもの。

(欠員を補完する民生委員への活動費の支給)

第4条 民生委員の欠員が生じている区域及び主任児童委員の欠員が生じている地区（以下、「欠員区域等」という）においてその職務を補完する民生委員（以下、「補完委員」という。）に対して、別表2に定める額を支給する。

2 同一の欠員区域等を2名以上の民生委員で補完する場合は、別表2に定める額を補完委員数により均等に案分した額で支給する。

(補完委員の届出)

第5条 欠員区域等のある地区民生委員児童委員協議会（以下、「地区民児協」という。）会長は、欠員区域等に新たに補完委員を配置する時および補完委員に変更があった時は、区所管課を通じて、届出書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 一斉改選年の12月は、補完委員に変更が無い場合も、改めて届出を行う。

3 補完委員が地区民児協会会長のみである場合は、地区民児協副会長が届出を行う。

(支給時期)

第6条 活動費は月割で計算し、4月～7月分、8月～11月分、12月～3月の3期に分け、各々の最終月以降速やかに支払う。

(支払い方法)

第7条 口座振込により民生委員へ直接支給する。

(施行細目の委任等)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な細目は福祉局所管課長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表 1 (第 2 条関係) 民生委員活動費

職の区分	旅費(実費弁償費)の額 (年額)
(1) 各区民生委員児童委員協議会会長	188,800 円
(2) 地区民生委員児童委員協議会会長	156,200 円
(3) 地区民生委員児童委員協議会副会長	131,600 円
(4) 上記以外の民生委員	130,200 円

別表 2 (第 4 条関係) 欠員区域等を補完する民生委員への支給

支給対象となる者	旅費(実費弁償費)の額 (年額)
	区域毎
欠員区域等を補完する民生委員	36,000 円

欠員区域等を補完する民生委員の届出書

令和 年 月 日

神戸市長 あて

区

地区民生委員児童委員協議会

会長・(副会長)

民生委員・児童委員活動費支給要綱に基づき、以下のとおり届出いたします。

1. 届出種別 ※いずれかに○をしてください。

<input type="checkbox"/>	新規
<input type="checkbox"/>	変更

2. 欠員区域等 ※主任児童員の欠員を補完する場合は、主任児童委員に○をしてください。

/主任児童委員

3. 欠員区域等を補完する民生委員・児童委員

※複数の民生委員で欠員区域等を補完する場合は、補完する民生委員全ての氏名をご記入ください。
※補完委員への実費弁償費は、届出のあった委員数で按分して支給します。

	種別	氏名
1	新規・継続 ※いずれかに○	
2	新規・継続 ※いずれかに○	
3	新規・継続 ※いずれかに○	

4. 欠員区域等の補完開始月(変更の場合は変更月)

令和 年 月

(記入上の注意)

- 欠員区域等を補完する民生委員・児童委員が地区民児協会長のみであるときは、地区民児協副会長が届出を行って下さい。
- この届出書は、区役所保健福祉部保健福祉課にご提出ください。
- 一斉改選年は、補完委員に変更がない場合も、12月分より改めて新規で届出をお願いします。